

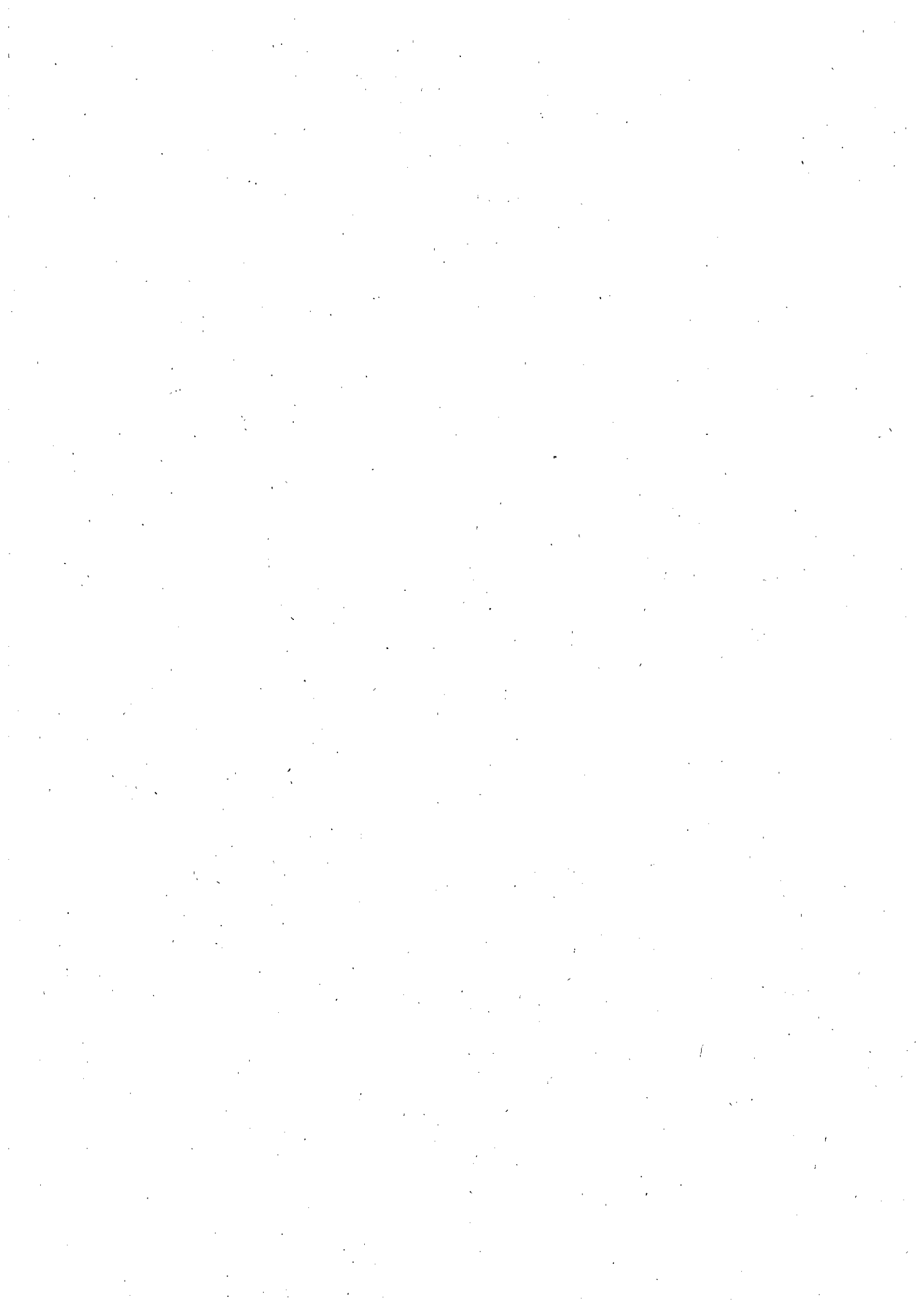
議案第16号

沼田市建築基準法関係手数料条例等の一部を改正する条例について

沼田市建築基準法関係手数料条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月27日提出

沼田市長 星野 稔



沼田市建築基準法関係手数料条例等の一部を改正する条例

(沼田市建築基準法関係手数料条例の一部改正)

第1条 沼田市建築基準法関係手数料条例（平成20年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第6に次のように加える。

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第137条の12第6項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査	2万7,000円
令第137条の12第7項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査	2万7,000円

(沼田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部改正)

第2条 沼田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例（平成28年条例第34号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沼田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例

第1条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第1条の2中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第2条第1項第1号、同項第3号イ(イ)及び同条第3項の表中「ロ(1)に規定する基準」の次に「、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準」を加える。

第3条第1項第1号中「ロ(1)に規定する基準」の次に「、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(3)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(3)及びロ(1)に規定する基準」を、「ロ(2)に規定する基準」の次に「、同号イ(2)及びロ(3)に規定する基準又は同号イ(3)及びロ(2)に規定する基準」を加え、同条第2項の表中「ロ(1)に規定する基準」の次に「、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、

同号イ(1)及びロ(3)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(3)及びロ(1)に規定する基準」を、「ロ(2)に規定する基準」の次に「同号イ(2)及びロ(3)に規定する基準又は同号イ(3)及びロ(2)に規定する基準」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。